

山梨県公報

第六百三号

令和七年

十月二十日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始.....五六五

公告

○公共測量の実施.....五六五

告示

山梨県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和七年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町西保中字古宿道下一八六六番一地先から 山梨市牧丘町西保中字小林三四〇四番四五地先まで	一五四・三	令和七年十月二十日

公告

●公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により甲斐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影・写真地図作成）

二 測量の地域 山梨県甲斐市全域

三 測量の期間 令和七年十月一日から令和八年三月二十五日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番